

阿賀野市告示第77号

排水設備工事指定工事店の指定の休止について

阿賀野市下水道条例（平成16年阿賀野市条例第175号）第14条の規定により、指定工事店事業の休止の届出があったため、同条例第15条の2の規定に基づき告示する。

令和8年4月3日

阿賀野市長 加藤博幸

指定の休止

指定番号	指定工事店	所在地	指定の休止期間
69	森山建材(株)	阿賀野市南安野町 6番7号	令和8年3月31日から (再開するまで)